令和5年豊能町議会12月定例会議福祉教育常任委員会

会 議 録

令和5年12月8日(金)

豊 能 町 議 会

令和5年豊能町議会12月定例会議福祉教育常任委員会

年月日 令和5年12月8日(金)

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

 池田
 忠史
 吉田
 正子
 寺脇
 直子

 永谷
 幸弘
 永並
 啓
 高尾
 靖子

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司(副議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 上浦 登 副 町 長 高木 仁生活福祉部理事業健康増進課長 浅海 毅 こども未来部長 仙波英太朗 福 祉 課 長 仲村 晴好保 険 課 長 岡本めぐみ 住 民 人 権 課 長 萩原 哲也教 育総務課長 吉澤 亘 義務教育課長 峯 亜希子こども育成課長 高田 浩史 生涯学習課長 千歳あや乃

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 杉田 庄司

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

- 1. 令和5年豊能町議会12月定例会議付託案件について
 - ・第62号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関す る基準を定める条例改正の件
 - ・第63号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
 - ・第66号議案 令和5年度豊能町一般会計補正予算(第7回)の件(関係部分のみ)
 - ・第67号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補 正予算(第2回)の件
 - ・第68号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予 算(第3回)の件
- 2. その他

午前9時30分開会

○委員長(池田忠史君)

おはようございます。

9月の委員会の改選でですね、委員長に就任しましたので今後よろしくお願いいたします。委員のほうは1人を除いてメンバー変わらずということですけれども、審査につきましてはきっちりとさせていただきますので委員共々よろしくお願いいたします。

委員会につきましても、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

では、着座にて始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常 任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして町長より御挨拶 がございます。

上浦町長。

○町長(上浦 登君)

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、御参集を賜りまして誠 にありがとうございます。

本日の福祉教育常任委員会ではSideBooks内にお示しをさせていただいていますとおりでございますが、5議案につきまして審査をいただくことになってございます。

詳細に御審査をいただきまして議員の皆様 方には御理解を賜りますようによろしくお願 い申し上げまして、開会に当たりましての御 挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長(池田忠史君)

それではこれより本日の会議を開きます。 本日の審査事項は、御手元に配付のとおり でございます。

1. 令和5年豊能町議会12月定例会議付託

案件についてを議題といたします。

第62号議案、豊能町特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める 条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長(高田浩史君)

こども育成課、高田です。

第62号議案、豊能町特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・ 子育て支援施設等の運営に関する基準を定め る条例改正の件につきまして、御説明いたし ます

着座にて説明いたします。

それでは、議案書、概要説明書及び新旧対 照表に沿って御説明いたします。

まず、議案書10ページを御覧ください。

提案理由は、就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律、 いわゆる認定こども園法及び特定教育保育施 設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準の 改正に伴い、規定の整備を行うものです。

続いて概要説明書を御覧ください。

改正する条例の名称及び改正の理由につき ましては、冒頭で述べたとおりです。それで は、改正内容について御説明いたします。

まず、当該条例において引用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部が改正され、項ずれが生じるため、規定の整備を行うものです。

これにより、第15条第1項につきましては、 第2号の規定中同条第11項を同条第10項に改 め、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるも のです。

次に、子ども・子育て支援法第34条第2項

の規定において、市町村は、特定教育保育施 設の運営について条例で基準を定めなければ ならないこととされています。

このうち、特定利用教育及び特定利用保育 の基準については、内閣府令で定める基準に 従い定めるものとされています。

今般の内閣府令改正に伴い、当該条例についても、内閣府令と同様の改正を行うものです。

これにより、第36条第3項及び第44条につきまして、国の基準改正に従い、文言を改めるものです。

附則といたしまして、施行期日は公布の日 としています。

また、条例改正案文及び新旧対照表は、配付資料のとおりです。

なお本町におきましては、国の基準制定に 基づき平成26年度にこの条例を制定いたしま したが現在のところ、町内には、本条例に該 当する施設型給付費を町から支給される事業 所はございません。

説明は以上でございます。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○委員長(池田忠史君) これより本件に関する質疑を行います。 永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

おはようございます。

今回これ、監督官庁が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変わるということで、今お話あったんですけど、その背景についてちょっとお伺いいたします。どうして変わったのか。

○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。

○こども育成課長(高田浩史君)

こども育成課、高田です。

令和5年4月1日に、内閣府の中にこども

家庭庁が設置されました。内閣府の所管は、 長が内閣総理大臣となっておりますので、こ れまで、厚生労働大臣が所管していた事務が 内閣府に移転したということでございます。

○池田委員長(池田忠史君) 高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

御説明いただきましたけれども、この施設 は豊能町にはないというふうに御説明があり ました。

今後は、募集して行くようなことにもなっておりますけれども、その点では、全くそういう施設が来るということは、考えられないということになるのかどうかその点をお聞きします。

○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。

○こども育成課長 (高田浩史君)

こども育成課の高田です。

今回の条例で想定、意図しておりますのは 民間事業者が対象になるということです。

将来的に今の公立の幼稚園・保育所が、民間委託された際にはこの条例の規定に従い給付費等を支払うということになるかと思います。今おっしゃった、民間事業者が参入してくるかどうかについては、現在のところわかりません。

以上です。

○委員長(池田忠史) 吉田副委員長。

○副委員長(吉田正子君)

おはようございます。吉田です。

管轄が内閣府になってこれから手続き、も しこっち側に新しく民間、今度やる場合もそ れはここに当てはまるということになるんで しょうか。

令和9年4月に開校予定のところは、今回 のこの第62号議案に当てはまることになるん でしょうか。西地区認定こども園に対して当てはまることになるんでしょうか。

○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。

○こども育成課(高田浩史君) こども育成課の高田です。

委員のおっしゃるとおりですが、大枠の監督官庁が変わるだけで、下のほうといいますか、現場としては、特に変わらないということでございます。

ですので、対象になるということです。

○委員長(池田忠史君) 永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

附則で公布の日から施行って書いてあるんですけど、大体考えられるですね、施行日恐らく新年度かなという気するんで、その辺はよくわかってないのでこういう書き方になってるんですか。

○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。

○こども育成課(高田浩史君)

通常条例を制定するときに公布日を法律の 改正によって、遡る必要があれば遡るという ことがございます。

ただ今回の件に関しましては、もともとの 法律で読替規定ができますので遡る必要がな いということでこの議会を議決を経て、それ から施行するということで考えております。 以上です。

○委員長(池田忠史君)

ほかに質疑ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(池田忠史君)

挙手全員です。

よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、令和5年度豊能町国民健康保 険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

それでは第63号議案、豊能町国民健康保険 条例改正の件につきまして、提案理由の説明 をいたします。

座って説明させていただきます。

本件につきましては、全世代対応型の持続 可能な社会保障制度を構築するための、健康 保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、 所要の改正を行うものでございます。

議案概要、第63号議案を御覧ください。

改正の主な内容は、国民健康保険世帯に出産予定又は出産した被保険者がいる場合、当該被保険者の保険料の所得割額及び均等割額について、出産予定月又は出産月の前月から4か月間減額するものでございます。

なお、多胎妊娠の場合は、減額期間が出産 予定月又は出産月の3か月前からの6か月間 となります。

附則といたしまして、この条例の施行は令 和6年1月1日といたします。

また、経過措置といたしましてこの条例は 令和6年1月以後の期間にかかる保険料について適用し、令和5年12月以前の期間にかか る保険料については、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定くださいますよう よろしくお願いいたします。

○委員長(池田忠史君) これより本件に対する質疑を行います。 高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

この条例は一部改正いうことも次に出てきますけれども出産のことでこれはいい方向で設定されているんですが、これのみでここの場合は考えたらいいんでしょうか。

これからね、妊娠される方についてはすご くいいっていうのはあれですけれどもそれだ けで、これで終わるのか、全くほかに保険料 として影響ないのかいうようなところはどう なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長 (池田忠史君)

岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課の岡本です。

この条例以外の減免等の、そういった手当 てがあるのかどうかという御質問というふう に、お伺いしたと思っております。

この条例に関しましては、この内容で規定 するとおり所得割額及び均等割額について、 免除するということになっておりますので、 現時点でこれ以上の何か軽減を図るという予 定は、今のところはありません。

この条例に基づいて減免を行うということ でございます。

○委員長(池田忠史君) 高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

条例の中身はですねいろいろ複雑に書いて あるのでなかなか理解しにくい点があるんで すけれども、これは高齢者の負担率の値上げ にならないか、支援金がどうのこうのいろいろ書いてあるんですけれども、その点では、 国保の保険条例改正いうことではあるんですけれども、高齢者の負担とかに及ぶことはないのか、どうかそういうこともちょっとお聞きしたいんです。

保険料が負担増になる人がいるんじゃないか、逆にね。出産費用を捻出するために、ほかから保険料を使ってですね、高齢者が逆に影響を受けるようなこととか、そういうふうなことにはなってはいないのかその辺をお聞きしたいんですけど、いいでしょうか。

○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。

○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

まず、条例の中身につきましては今回かな り広範囲にわたって改正ということになって おります。

まず、この条例の中身を説明いたしますと 条例の議案書の14ページ、第37条の3こちら においては出産被保険者等の保険料の減額の 内容について規定しております。

16ページの第46条これに関しては届出についてどうするかということが規定されておりまして、ほかの部分につきましては、ほぼ条ずれですとか文言整理的なものになっておりますので、主な内容としてはこの二つとなっております。

あともう一つ高齢者の負担増になってないかということでございますが、ちょっと今、 正確な資料が手元にないんですけれども、後期高齢者医療のほうでもこういった子育てというかこういう支援を図るという意味で、幾らかのそういう増額に当たるような内容になっておりますけれども、例えば後期高齢者医療保険については、もともと所得に応じた軽減措置等がとられておりまして、ただ、それ と並行して全世代型で対応していくという趣旨で全体的な子育て世帯への充実ということが図られる意味で、そういう仕組みが整えられているという状況でございます。

○委員長(池田忠史君) 吉田副委員長。

○副委員長(吉田正子君)

第46条に届けのときに、個人番号で書かれてるんですけどもこの間の一般質問でもありましたように普及率が70.5%ぐらいだったと思うんですけど、個人番号がなかった場合はやっぱり絶対必須なんでしょうか。

個人番号については。

○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)保険課、岡本です。

マイナンバーカードにつきましては、交付されている方とそうでない方がいらっしゃいますけれども、マイナンバーそのものについては、全ての方に付番されているものでございます。

手続に関しましては、今もそうなんですけれども、マイナンバーカードがなくてちょっと番号がわからないとか、そういった場合には窓口において柔軟に対応させていただいておりますので、この制度につきましても、同様の対応をさせていただくことになるかなと思っております。

○委員長(池田忠史君) 吉田副委員長。

○副委員長(吉田正子君)

そしたら、個人番号マイナンバーがわからなかったときは、別に住民票取らなくても、 無料で教えていただけるということでしょうか。

○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。 ○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

マイナンバーにつきましては、窓口でその 方にお教えするということは、基本的にはし ておりません。例えば書かなくても受け付け るとかそういった形の対応になろうかと思っ ております。

○委員長(池田忠史君) 永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

16ページ、先ほど出産被保険者に関する届 出もろもろ届け出17ページまで書いてあるん ですけど、そのうちのですね。

最後の4番目17ページの4番目ですね第1 項の規定にかかわらず、町長ですね町長が出 産被保険者について第1項各号に掲げる事項 及び第2項各号に掲げる書類において、明ら かにすべき事項を確認することができるとき はですね、第1項の規定による届出を省略さ せることができると書いてあるんですけど具 体的に何をどういうことを指すのか。

ちょっとこれではよくわからないのでよろ しくお願いします。

○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です

こちらの規定につきましては、この国民健康保険料の減免の申請を自ら届け出ない場合であっても町のほうがその内容を把握した場合に、職権で減免をすることができるという規定でございます。

具体的に言いますと例えばこの減免申請を しなくても、これは国民健康保険の方が対象 になりますので必ずお子さんが生まれになっ たときは保険証の交付という手続があります ので、そういったときに、出生により交付を ということになればそこでも把握できますし、 もしその届出が遅れた場合でも何か例えば病院のほうから出産育児一時金の手続が病院のほうから、手続として回ってくるんですけれども、そういった内容もとらまえて、把握していくということが想定されております。

○委員長(池田忠史君) 永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

今までやってます申請型とプッシュ型ある んですけど、これはプッシュ型ということで 行政のほうで手続をやっていくということで よろしいですね。

- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長(岡本めぐみ君)保険課、岡本です。

基本的には、世帯主様等からの申請が基本 となっております。届出がない場合には、職 権でできるというような内容になっておりま す。

○委員長(池田忠史君) ほかに質疑ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)質疑を終結いたします。これより討論を行います。(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(多数举手4:1)

○委員長(池田忠史君)

挙手多数であります。

よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして第66号議案、令和5年度豊能町

一般会計補正予算(第7回)の件(関係部分) のみを議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。 仲村福祉課長。

○福祉課長(仲村晴好君)

福祉課の仲村です。

それでは、第66号議案、令和5年度豊能町 一般会計補正予算の関係部分につきまして、 提案理由の御説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。繰越明許費の補 正でございます。

第2表、繰越明許費補正に記載のとおり、 障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者シ ステムの改修につきまして、年度内に事業が 完了する見込みがないため、繰越しするもの でございます。

- ○委員長(池田忠史君) 浅海生活福祉部理事。
- ○生活福祉部理事兼健康増進課長(浅海 毅君) 生活福祉部の浅海です。

補正予算書8ページの第3表、債務負担行 為補正(追加)の欄を御覧ください。

在宅高齢者等外出支援事業でございます。 このたびの債務負担は、現在の在宅高齢者 等外出支援事業、おでかけくんの業務委託が 来年の3月31日をもって満了することから新

たに3年の契約を締結するべく1,098万3,000 円の債務負担行為の補正をお願いするもので

ございます。

なお、その準備として現在この業務の公募型のプロポーザル方式での募集を行っているところですので、念のためあわせてお知らせいたします。

- ○委員長(池田忠史君) 千歳生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(千歳あや乃君)

生涯学習課、千歳です。

生涯学習課の関連部分について御説明させ

ていただきます。

引き続き補正予算書8ページ第3表の債務 負担行為補正(追加)でございます。

表2段目、ユーベルホール等施設一括管理 業事業でございます。現在の契約が本年度終 了するため、令和6年度から8年度までの3 年間の事業委託契約を令和5年度中に締結す るため、令和5年度から8年度までの債務負 担行為、合計7,845万円を設定するものでご ざいます。

この事業につきましては生涯学習課所管施設のうち、西公民館、中央公民館、図書館、ユーベルホールの4施設の空調設備やエレベーター、自動扉定期清掃、除草植木剪定、舞台設備等の保守管理を初めとした施設管理業務の一括管理を委託するものでございます。

続きまして表3段目、町立スポーツ施設管理委託事業でございます。こちらにつきましても、現在の契約が本年度で終了するため、令和6度から8年度までの3年間の事業委託契約を令和5年度中に締結するため令和5年度から8年度までの債務負担行為1,849万5,000円を設定するものでございます。

事業内容としましては町内にあるスポーツ 施設、ふれあい広場とスポーツ広場における 施設の維持管理及び施設の予約等窓口業務を 委託するものでございます。

- ○委員長(池田忠史君) 仲村福祉課長。
- ○福祉課長(仲村晴好君) 福祉課、仲村です。

次に、歳出について御説明申し上げます。 今回の補正につきましては、4月及び10月 の人事異動に伴う人件費の補正を行っており ますが、それらの説明は省略いたしますので 御了承願います。

20ページを御覧ください。款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の

- 7. 障害者自立支援事業、業務委託料として 681万9,000円でございますが7ページの繰越 明許費補正のところで申し上げましたが障害 福祉サービス等報酬改定に伴う電算システム の改修にかかる費用を補正するものでござい ます。
- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長(岡本めぐみ君)保険課、岡本です。

目 2. 老人福祉費の 3. 介護保険特別会計 事業勘定繰出金事業、693万2,000円は、介護 保険特別会計における人件費及び事務費に係 る費用を介護保険特別会計へ繰り出しするも のでございます。

続いて目9.後期高齢者医療費の2.大阪 府後期高齢者医療広域連合負担金事業2,953 万7,000円は、前年度定率負担金の確定に伴 う精算に係る費用を補正するものでございま す。

- ○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。
- ○こども育成課長(高田浩史君) こども育成課、高田です。 補正予算書21ページを御覧ください。

款3. 民生費、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉施設費、節12. 委託料、吉川保育所 運営事業に係る保育士の派遣費用でございま す。

年度当初にフルタイムで3名分の派遣保育 士を見込んでおりましたが、なお不足する保 育士を補充するため、6月以降に順次、フル タイム1名、パートタイム2名を配置したこ とにより、不足する委託料を増額するもので ございます。

- ○委員長(池田忠史君) 吉澤教育総務課長。
- ○教育総務課長(吉澤 亘君)

教育総務課、吉澤です。

予算書の28ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の2. 学校園管理事業の消耗品費、 庁用器具費につきましては、吉川中学校の改 修工事に伴いまして、光風台小学校へ吉川中 学校が移転する際に、中学生が自校方式の給 食を食べますので、食器や調理をする釜の購 入費用になっております。

- ○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。
- ○こども育成課長(高田浩史君) こども育成課、高田です

節22. 償還金利子及び割引料の11. 子ども・子育て支援事業、289万9,000円につきましては、子ども・子育て支援事業に係る補助金等の実績確定に伴う国への償還金でございます。

- ○委員長(池田忠史君) 仲村福祉課長。
- ○福祉課長(仲村晴好君)

福祉課、仲村です。歳出の説明は以上です。 次に歳入について御説明申し上げます。14 ページにお戻りください。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目 1. 民生費国庫補助金の6. 障害者総合支援 事業費国庫補助金340万9,000円でございます が、歳出のところで御説明申し上げました、 障害福祉サービス等報酬改定に伴う電算シス テムの改修に係る国庫補助金でございます。 説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(池田忠史君) これより本件に対する質疑を行います。 永谷委員。
- ○委員(永谷幸弘君) 21ページ歳出のほうですね、吉川保育所運

営事業、聞きましたところ、不足分ということで469万7,000千円ということになってるんですけど、もう一度確認ですけども保育士さんの派遣職員の方は、3名プラス1名で、4名というのでいいんですか、ちょっと聞き漏れしましたのでね。

- ○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。
- ○こども育成課長(高田浩史君) こども育成課の高田です。 もともと3名を見込んでおりましたが、そ

もともと3名を見込んでおりましたが、その後順次1名、それから2名を追加しておりますので、現在は6名でございます。

- ○委員長(池田忠史君) 永谷委員。
- ○委員(永谷幸弘君)

看護師さんとか保育士さんなかなか人手が ね、厳しいことでよくわかるんですけど、看 護師さんの派遣って、かなり高いんです。

保育士さんの場合も高いと思うんで参考にですね。もし、答弁できるのであればどれぐらいのね、通常の保育士さんを採用した町の、言いますかその費用とね、派遣職員さんを今来てもらってる費用と比べた場合ね、どれだけの費用の差があるのか、もしわかればお願いいたします。

- ○委員長(池田忠史君)高田こども育成課長。
- ○こども育成課長(高田浩史君) こども育成課、高田です。

まず派遣の保育士ですけれども、派遣業者によって若干の差がございますが、2,450円から2,650円の間で契約しております。一方町の職員、会計年度任用職員の時間単価でございますが、採用一年目の時給単価が、これも職種によって若干異なりますけれども、大体1,125円から1,253円の間でございます。

追加でございます。先ほど申し上げました、

時給単価には、社会保険料等を含んでおりませんので今募集する際に出している単価でございます。

以上でございます。

○委員長(池田忠史君) 永谷委員

○委員(永谷幸弘君)

ちょっと言葉出てきましたけど、2,450円と1,125円聞いたんですけど、実質的な要するに1か月の報酬ですね、報酬というか、給与といいますかした場合の、どれだけの差があるのか、町採用と派遣職員ですね、もしそれわかれば聞いたらそれが一番よくわかるんですけどね。どうのこうの言うことじゃないんです。要するに保育士がなかなかできないから派遣職員を雇ってるというのは私も理解してますので、どれだけの差があるのか、町のほうからね、財政で賄ってるんですけれども、もしわかればお願いします。

○委員長(池田忠史君) 仙波こども未来部長。

○こども未来部長(仙波英太朗) こども未来部、仙波です。

時給につきましては先ほど高田課長が申し上げたとおりなんです。非常勤職員のほうにはそれにプラスして、雇用保険でありますとかいわゆる社会保険料がかかる。社会保険料等につきましては例えば週に何時間働くであるとか、例えば週3回の職員と週5回の職員とっていうところがありますので、一定、幾らというのはちょっと、月ベースで幾ら違うというのは今のところちょっと積算しておりません。申し訳ありません。

○委員長(池田忠史君) 高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

このまま補充の方をこれ今6人っておっし やったんですけれども、今後、増えるいう事 も子どもさんのいろいろな家庭の事情である かもしれませんけれど本採用っていうのは全 く考えておられないんですか。

そういう費用がないいう財政的な面はいつもおっしゃるんですけども、きちっとした、 採用ということがないっていうことなのか、 それともっと時給をね、上げるべきだと思う んですけれどもその点はいかがでしょうか。

○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。

○こども育成課長(高田浩史君)

こども育成課の高田です。

会計年度任用職員に関しましては今現在、 募集をしているところでございますしまた別 途、任期付職員に関しても募集をしていると ころでございます。

以上です。

○委員長(池田忠史君) 高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

会計年度職員さんは、一年更新ですよね。 やはり、まだまだ元気で頑張れるのに一年更 新で大変ね、もっともっと伸ばしてほしいい うね、気持ちの方も大勢いらっしゃいますけ ど、そういう点では一年更新でないといけな いいうもそういう規定になってしまってるか らいうことなのかその点をお伺いします。一 年更新で、これからもいくのか。

○委員長(池田忠史君) 仙波こども未来部長。

○こども未来部長(仙波英太朗) こども未来部、仙波です。

今現在、会計年度任用職員のほかに、任期 付職員という形で複数年の要は任期にわたる 職員のほうも募集しております。

正職員いわゆる終身契約と申します定年までという職員につきましては、今後、令和9年4月からを目途に今のところ進めておりま

す西地区の認定こども園等々のことがございますのでこれからどういう形に、要は職員数が必要になるのかっていうところも含めまして今現在検討しているところでございます。

○委員長(池田忠史君) 高尾委員。

○委員(高尾靖子)

要望にしかならないんですけれども、やはり保育士さんっていうことで言いますと、初めて出会う先生そういうところでの安心してその時期を過ごせるようなそういう状況をやはりつくり出すためにも、安定雇用っていうところをね、ぜひ考えていっていただきたいとそのように思います。

これは要望ですけどね。財政が大変やといつも理由におっしゃるので、強引には言えないんですけどもそこは大事なところだと思いますのでね、子育てにおいては、そういうところでお願いいたします。要望です。

○委員長(池田忠史君) ほかございませんでしょうか。 寺脇委員。

○委員(寺脇直子君)

今の質問の関連なんですけども、令和9年まで今検討中というね、正職員をどうしていくのかって検討していくってことなんですけど、これは今回まず派遣の保育士さん不足で保育士さん全部、全国的にも不足してて確保するのが大変だと思うんですけど、今の時点でも十分足りてるんでしょうか。

また来年とか、また、派遣の方から来ても らうとか令和9年まで検討中ということなん ですけど今の時点でも十分足りてる状態なん でしょうか。

- ○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。
- ○こども育成課長(高田浩史君) こども育成課、高田です。

現在、園所に在籍している子どもについて は、国の配置基準を満たす保育士を配置して おります。

ただ、一方で定員に空きがあっても必要な保育士が見つからないために、受入れができない状況も発生していることもございます。 来年度以降、派遣を受け入れるかどうかということですけれども今、募集をしてます、任期付の職員あるいは会計年度職員が配置できない場合には、それも検討の中に入ってくると考えております。

○委員長(池田忠史君) 永並委員。

○委員(永並 啓君)

今の保育士の確保の件で、結構今は他市町村でも保育士さんの成り手がいなかったりして、いろいろ争奪合戦じゃないけど、いろいろ対応よくしたり、いろんな助成を出したりして一生懸命自分とこに来てくださいっていうようなことをされているんですね。

北摂の近隣であっても、ですから当然豊能 町これから認定こども園をっていうことには なっていくんですけど、そこら辺の近隣の待 遇など比較しながら、対策をとっていかない ととられてしまったらこっちのなかなか来て もらえないという側面もありますんでそこら 辺を慎重に調査をしながら方向性なりを決め ていっていただきたいと思います。これはも う別に要望です。

○委員長(池田忠史君) 高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

仕事に就きたい方が支所や、こちらのほうにも届出されるいうことがあると思うんですけれども、保母さんの募集とかそういうところでは、そういうところに登録するいう方はは今は余りいないんですか。その点お聞きします。

- ○委員長(池田忠史君) 高田こども育成課長。
- ○こども育成課長。(高田浩史君) こども育成課、高田です。

今、町のホームページでも採用情報として、 保育士を揚げているところでございますがこ れは人事担当課から掲載してる分です。

当然、その情報は人事が把握してる部分ですので保育士になりたいという方の応募があればすぐにこちらのほうに連絡が来て条件の話をしていくということになろうかと思います。

以上です。

○委員長(池田忠史君) 高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

今60歳の定年を過ぎても元気な方が大勢いらっしゃって、まだまだ働きたい、あちこちの職業でも草刈りとかそういうところでも、公園の遊具直したりとか、そういうボランティア的なこともしたいとか、そういうふうな方も大勢いらっしゃるのでね。

保育士を募集されて、いや、働きたい方も、 もっといらっしゃるかもしれない経験豊かな 方がね、そういうところPRをもっとしてい ただいて、登録しておいたら、募集がちゃん とかかって、今、もう10年以上頑張ってね、 保育士さんやられてる方がおられます活き活 きとすごく頑張っておられるなと思ってるん ですけど、そういう事の地元に密着した方そ して子どもたちよく知ってる方がそこで働け るようにね。

ぜひ、もっともっとPRしていっていただきたいなと思うんですね。大事なことだと思うんです。子どもたちの実情その自治体のこともよく御存じだというところで、ぜひね、募集をかけていっていただきたいなと思います。

これも要望ですけどね。ぜひ実現させていただきたいと思います。

○委員長(池田忠史君) 永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

退職されてから、引き続いて保育士ですね として、仕事をしていただきたいというのは 恐らく当然のごとくお話はされていると思う んですけども、現状についてですね、ちょっ とお話を聞かせていただきたいと思いますの でよろしくお願いします。

- ○委員長(池田忠史君) 仙波こども未来部長。
- ○こども未来部長(仙波英太朗君) こども未来部、仙波です。

今、例えばですが正職として保育士、幼稚園教諭をされておられまして、今年からはちょっと定年変わっておりますが基本的に60歳定年になります。

65歳まで再任用職員という形で保育士として勤務していただいてる方もいらっしゃいます。

今度、65歳を超えてまた、本人さんにそういうやっていただける御意向をいただいてなおかつ、その保育が可能と保育所のほうで判断した方におかれましても、ちょっと正確な人数把握してないんですけれども、数名65歳を超えても、まだ本町の保育所、幼稚園のほうで勤務していただいてる職員の方もいらっしゃいます。

ちょっと正確な人数は二、三名やったと思 うんですけども、ちょっとそういった形で御 協力のほうをお願いしているところでござい ます。

- ○委員長(池田忠史君) 永谷委員。
- ○委員(永谷幸弘君)

60歳で例えば定年されるときにですね、も

うそれでもう私もやりませんという方も実際 いらっしゃるのかどうかなんですけどね。

本当は続けて65歳までやっていただいてそれから再度ですね御本人のあれなんですけど、60歳でもうすぐ辞めるという方もいらっしゃると思うんですけどその現状、それがなければある程度のね、話があるんですけども、そういう方もいらっしゃるのかなという気がするんですが、その辺のほうは把握されてますか。

○委員長(池田忠史君) 仙波こども未来部長。

○こども未来部長(仙波英太朗君)

こども未来部、仙波です。

ここ2年間はそういった60歳で辞められる 方っていうのはいらっしゃらないということ です。

ただ、家庭の御事情とかそういった形で60 歳にならなくても、お辞めになられる方もい らっしゃるのも事実でございます。

○委員長(池田忠史君)

ほかございませんでしょうか。

なければちょっと私のほうから、28ページの、学校園管理事業の消耗品費、吉川中学校改修に関わる費用、食器等の費用が上がってるんですけれどもこちらの費用に上がってる食器とかですね、その他使われる分に関しては、令和8年の新しい学校に変わったときにはそれをそのまま、また持っていって使われるのか、今回だけのために購入されるのかその点お伺いします。

- ○委員長(池田忠史君) 吉澤教育総務課長。
- ○教育総務課長(吉澤 亘君) 教育総務課、吉澤です。

食器につきましては、令和8年度も継続して使おうというふうに考えております。 以上です。

- ○委員長(池田忠史君) 寺脇委員。
- ○委員(寺脇直子君)

20ページの、老人福祉費の一般財源からの 繰出金693万円のこれ、これは先ほどの説明 では何か人件費とか事務費やったっけそうい う説明やったと思うんですけど、今693万円 ですけど、本町高齢化率も高いしこれから高 齢者増えてきますけど、こういう繰出金とい うのはこれから増えてくるというか、どんな ことになってくるんでしょうか。

- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長(岡本めぐみ君)保険課、岡本です。

今回のこの補正の繰出金に関しましては、 先ほど申し上げた人件費と事務費ということ でなんですが、人件費につきましては、この 職員の異動等に伴って、別の費目で組んでい た方が4月と10月の異動で特会の対象、介護 保険の特別会計の対象になったので、その分 を補正していると。それに見合う額を繰入れ しているという内容でございます。

もう一つ事務費といいますのは、また、これは特別会計のほうで、また御説明いたしますが制度改正によるシステム改修が必要になりますので、それに対する費用を賄うための繰出金ということになります。

繰出金が今後どんなふうに変化していくのかという御質問なんですけれども、それにつきましては今回の補正は事務費とか人件費なんですけれども、繰出金というのは給付費とか、そういったものに対する、町の負担分というのは全部繰出金で賄いますので、それに関しましては今後給付費というのは増加していく傾向にあると思っておりますので、繰出金も全体として増えていくのかなというような想定をしております。

○委員長(池田忠史君)

ほかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛 成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(池田忠史君)

挙手全員であります。

よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして第67号議案、令和5年度豊能町 国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第 2回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

第67号議案、令和5年度豊能町国民健康保 険特別会計事業勘定補正予算の件につきまし て、提案理由の説明をいたします。座って説 明させていただきます。

補正予算書の3ページをお開きください。 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事

業勘定補正予算(第2回)でございます。第 1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の 総額にそれぞれ3,592万5,000円を増額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 1,913万8,000円とするものです。

それでは今回の補正内容につきまして歳出 より説明いたします。9ページをお開きくだ さい。款2.保険給付費、項1.療養諸費、 目1. 一般被保険者療養給付費の1,000万円 及び項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者 高額療養費2,500万円は、それぞれ保険給付 に係る費用が当初予算を上回る見込みである ため、これを増額するものです。

10ページを御覧ください。款8. 諸支出金、項1. 償還金及び還付金、目5. 保険給付費等交付金償還金の87万2,000円及び目6. 特定健康診査等負担金償還金の5万3,000円は、令和4年度の事業費の確定に伴う精算を行うための償還金です。

次に、歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。款5. 府支出金金、項1. 府補助金、目2. 保険給付費等交付金の3,500万円は、先ほど歳出で申し上げました、保険給付費の増額に要する費用について、大阪府から交付される普通交付金です。

款7.繰越金、項1.繰越金、目2.その 他繰越金の92万5,000円は、令和4年度から の繰越金で先ほど歳出で申し上げました償還 金の財源となるものです。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長(池田忠史君) これより本件に対する質疑を行います。 永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

9ページ、歳出のですね、上のほうの一般 被保険者療養給付事業、これは当初予算を上 回るために上のほう1,000万増額ということ で下のほうの高額療養費もですね、約2,500 万当初予算上回るがために2,500万増額なん ですけども、もしわかれば一般、上と下と両 方なんですけどもどういう要因でこのような 増額になったのか、背景についてお伺いいた します。

○委員長(池田忠史君)

岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

この補正につきましては、当初の見込みを 上回ってしまったということになるんですけれども、全体の傾向としましては、一人当た りの医療費というのが、ここずっと急激に伸びているという状況ですので、その状況も反 映しているものかと思われます。

また、医療費に関しましては、例えば一件 当たりで、とても高額な医療が発生した場合 にも、一気に、全体を押し上げるということ がございまして、今年度についてもちょっと そういうこともありまして、医療費、高額療 養費ともに、補正が必要になったという状況 でございます。

○委員長(池田忠史君) 永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

高齢化率がアップしておりますがその分に 伴うやはり原因で上がってるということで今、 お伺いしましたけどやっぱり今後やっぱりフ レイル対策ですね、しっかりやっていってい くことが大切かなということもお話聞かせて いただきました。ありがとうございました。

○委員長(池田忠史君) 高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

今のところなんですけれども、高額医療を 利用されている方が増額になっていることも ありますけれども、何人ぐらいいらっしゃる のか。わかりましたらお願いします。

○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

件数で言いますと約5,000件ということに なります。

- ○委員長(池田忠史君) 吉田副委員長。
- ○副委員長(吉田正子君)

さっき5,000件と言われたんですけども、 それはあと毎年毎年、何人ぐらい増えていっ てることになってるのですか。

- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

説明が不足しておりまして申し訳ございません。人数に関しましては、ちょっと把握ができておりません。

人によって何月と何月に対象になったとか そういったことがばらばらになりますので、 人数はちょっと報告できません、今資料がご ざいません。

件数といいますのは一月に一人の対象があれば一件と数えますので年間に今年度の見込み数が約5,000件ということになります。

- ○委員長(池田忠史君) 永並委員。
- ○委員(永並 啓君) それの世代ってわかります。どういう世代 が増えているのか。
- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

ちょっと増えているという状況はなかなか ちょっと説明が難しいですが、対象としては やはり前期高齢者に当たる方が多いかなとい うふうに感じております。前期高齢者という のは65歳以上74歳までの方でございます。

- ○委員長(池田忠史君) 永並委員。
- ○委員(永並 啓君) 負担を我々世代も全体で負担してるような

形なんですけどやはり高齢者の保険料の負担というのが非常に、大変ということですよね。ですからもうちょっと若い世代のほうには、何か負担減になるような、いろんな、先ほどの妊娠の出産の施策では、どうもそうですけどそちらにも、高齢者が人数が多いんでどうしてもそちらの負担を気にされる方も多いかもしれませんが、やはり日本の将来のことを考えると、一番実際にお金を持っているのも高齢者なわけですから、もうちょっと手厚い負担のほうもなるべく若年層に下げるような、出産されたら喜ばしいことですからもっと出産一時金などを増やすような、何かそういった施策をとっていただけたらと思います。

○委員長 (池田忠史君)

岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

委員おっしゃるとおり、国民健康保険というのは退職後に加入される方が圧倒的に多い保険になっておりますので、その意味で言いましても、かなり負担が増えて行っている、その中に加入されている若い世代というのは、もう本当にたくさんの費用負担が発生して、負担が重たい状況という構造になっております。

制度に関しましては、国民健康保険は広域の制度になっておりますので大阪府全体で、その基には国の制度があるということになるので、なかなかその保険給付そのものに関しては何ができるっていうところはちょっと難しいんですけれども、町として取り組もうというのは、やはり医療費が高額にならないように、予防に努めるとかそういったところで取り組んでいきたいというふうには思ってるんですけれども、若い世代の方への取組というのが、どうしても社会保険に加入されてる方が多いので、国民健康保険に加入している

若い世代への取組というのはこれも、重要な 取組の一つではあるんですけれども、どうし ても対象者が少なくなりますのでその世代の 方が高齢になったときの効果というのが、な かなか大きな効果が出にくいという、もうこ れは保険制度全体の課題であるかなというふ うに思ってるんですけれども、そういったこ とも含めてどんな取組ができるのかっていう のは検討してまいりたいと思っております。

○委員長 (池田忠史君)

高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

これも要望でしかないんですけどね、現在の高齢者はお元気で介護保険のね、給付費準備基金がすごく残ってくるような状況でほかにもなかなかない自治体のね、状況だと思うんですね、高齢化しているのに介護保険を使わない方そういうところでの豊能町の良いところなので、今後はこの国民健康保険若い方が本当に、安心して医療が受けられるようにっていうようなことで、介護保険を頼るんじゃなくて、残しとかなあかんいう話はこれは大事なことだと思うんですけどね。

国保もやはり国が負担をしていくいうね、 そういうところをもっと増やしていただきた いという、そういうところを要望していって いただきたいなと思うんですね。若い方、そ れこそいろいろと安定雇用とかいうことがな かなか今、なくなってきている危険な状況で すよね。

そういうところでの、やっぱり国保に頼らざるを得ない医療の面、そういうところはぜひ、国の補助金をもっと増やして、安心できる国としてね、やっていただくように要望していただきたいと思います。これは要望ですけれどもね、大事なことなんです。子育ての学校なんかでは無料が、ヨーロッパではもう普通ですのでね。そういうところでの問題が

出ておりますので、よろしくお願します。

○委員長(池田忠史君)

ほかに質疑ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と見認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(池田忠史君)

挙手全員であります。

よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして第68号議案、令和5年度豊能町 介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3回) の件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

よろしくお願いします。第68号議案、令和 5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正 予算の件につきまして、提案理由の説明をい たします。座って説明させていただきます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3回)でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ693万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,894万円とするものです。

それでは、今回の補正内容につきまして歳 出より説明いたします。9ページを御覧くだ さい。款1.総務費、項1.総務管理費、目 1.一般管理費の2.介護保険事務事業の 513万2,000円は制度改正に伴う、介護保険シ ステム改修に係る業務委託料です。

次に歳入について説明いたします。8ページを御覧ください。款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目4.その他一般会計繰入金の693万2,000円は人件費の補正及び、先ほど歳出で申し上げました介護保険システム改修に係る費用の財源とするものでございます。説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますよう よろしくお願いいたします。

- ○委員長(池田忠史君) これより本件に対する質疑を行います。 寺脇委員。
- ○委員(寺脇直子君)

8ページの歳入の一般会計繰入金の職員給 与費と繰入金というのは、これは誰か一人増 えたんでしょうか。

- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

一般職員の給与費ですけれどもこちらにつきましては先ほど一般会計の繰出金のところで申し上げました。人事異動に係る給与等の補正ということになりまして、もともと一般会計等ほかの介護保険特別会計以外の費目に充てられていた職員が人事異動により介護保険の特別会計の対象になったのでそれに伴って補正させていただくと、そういう内容でございます。

- ○委員長(池田忠史君) 永谷委員。
- ○委員(永谷幸弘君)

歳出の9ページ介護保険事務事業、システ ム改修って聞いたんですけども、具体的にど ういう変更が国からあって、町としてこれ一般財源ですよね。ちゃうんか。特定財源に出すんですけど、具体的な内容ですね、どういう国からの改定がどういう内容でシステム改修するのか、もしわかればお願います。

- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

今回のシステム改修につきましては、令和 6年度に予定されております介護保険の制度 改正に伴うものでございます。

一番大きなものはやはり介護保険の報酬改定が3年に1度大きな改定がありますので、これに対応するためのシステム改修というのがございましてあと本町の事務的に大きく関わるのがあと保険料の負担の在り方についても見直しが行わまして、今、介護保険の保険料は所得に応じて段階別に保険料を設定するということになっておりますが、国が示している標準的な段階というのは9段階に分かれております。

豊能町についてはそれを独自に12段階としておりますが、これが、国のほうの標準段階が13段階という設定になる見込みでございますのでそれに合わせて、国の段階、もしくは町の独自の段階というのが自由に設定できるように、システム改修を行うということが主な内容でございます。

- ○委員長(池田忠史君) 永谷委員。
- ○委員(永谷幸弘君)

9段階から13段階に変えるということで、 例えば12段階ですよね。これは別に、国が13 段階であっても豊能町が12段階であっても別 に自由にできるという解釈でとっていいんで すね。ということはこれ例えばこのまま12段 階でやるということなんですか。

- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長(岡本めぐみ君)保険課、岡本です。

各市町村の独自の設定というのは、主には やはり高所得者の方に少し保険料の負担をお 願いしようというのが趣旨でございますので 国の示す段階というのは、まず最低限設定し まして、その中でさらに所得の高い方の段階 につきまして細分化、もう少し負担してくだ さいというような内容にするのが、一般的で もありますし豊能町も現在そのようにしてお ります。具体的にどういう内容にしていくか というのは、今後、給付の見込みとか、そう いったものをベースにいろんなシミュレーションをした上で決定していきたいというふう

○委員長(池田忠史君) 永谷委員。

に考えております。

○委員(永谷幸弘君)

ということは、国が13段階になる見込みで 町は12段階そのまま高所得者の方をもう少し アップするという、それでいいんですか、ち ょっとそういうふうに聞こえたんです。

- ○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。
- ○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

もし国のほうが13段階というふうに設定した場合は、ちょっとまだこれは想定なので方向性としましては、13段階目の区分をさらに細分化すると14段階15段階というのが基本かなというふうに考えております。

- ○委員長(池田忠史君) 吉田副委員長。
- ○副委員長(吉田正子君)

国が設定する13段階、今そしたら豊能町において13段階で年収どれぐらいの方は細分化

になるんでしょうか。

○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長

○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

ちょっと今国の示している資料というのが ちょっと今手元にございませんが、現時点で 言いますと一番高いその区分の基準になって いるのが、1,000万円以上の方というふうに なっていたかと思います。

○委員長(池田忠史君) 吉田副委員長。

○副委員長(吉田正子君)

その1,000万以上って豊能町で大体何人ぐらいが該当されて、そこの人たちが、そのあとちょっとしたことで、一番上に段階になってしまうということなんで、ちょっと微妙なとこなんですけども、わかればよろしくお願いします。

○委員長(池田忠史君) 岡本保険課長。

○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

ちょっと今正確な数字は把握しておりません。豊能町に関しまして、今申し上げたその1,000万円以上の区分というのは、豊能町の独自の設定になっておりますけれども、豊能町で最も層が厚いといいますか被保険者の対象になる方が多いのは、ちょっと2層に分かれておりまして大体非課税で、80万円以上120万円未満、ちょっと区分基準額が若干正確でないかもしれませんけれどおおむねそのぐらいの枠の方の層と、あとは、課税世帯で、所得が200万円から400万円未満ぐらいの層の方がこの2層が一番所得の対象として、多い層かなというふうに思っております。

○委員長(池田忠史君)

私からちょっとお伺いしたい。9段階の部

分で1,000万上限、今度の新しい9段階から 13段階になったときは13段階のところが 1,000万円になるっていう考え方でよろしい んですか。

岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

ちょっと国の基準と町の基準をちょっときっちり、仕分けせずに申し上げまして申し訳ありません。今1,000万円と申し上げましたのは、町の設定の現在の12段階、今、12段階設定にしておりまして12段階の対象となるのが1,000万円以上、すいません、この1,000万円というのはちょっと今正確ではないんですけれども、その数字であったというふうに思っております。国のほうは、ちょっと今手元に資料がございませんで、ちょっと数字、正確な区分の基準額が説明できません。申し訳ございません

○委員長(池田忠史君)ほか質疑ございませんでしょうか。(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と見認めることに 賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(池田忠史君)

挙手全員であります。

よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きましてその他について、委員間討議を 行う事項は何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長 (池田忠史君)

ないようですので、以上で本委員会を閉 したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定い たしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり町長から挨拶がご ざいます。

上浦町長

○町長(上浦 登君)

はい、福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日提案させていただきました議案に対しまして慎重に御審議を賜りまして誠にありがとうございます。

また、御決定を賜りまして誠にありがとう ございます。今後のですね、執行に当たりま してはしっかりと、留意をさせていただいて 進めてまいりたいと考えてございますので引 き続きお力添えをいただきますようにお願い 申し上げまして、簡単ではございますが、閉 会に当たりましての御挨拶をさせていただき ます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長(池田忠史君)

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前10時56分閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長